

平成十一年法律第九十三号

法務省設置法

目次

第一章 総則（第一条）	法務省の設置並びに任務及び所掌事務
第二章 法務省の設置（第二条）	法務省の任務及び所掌事務（第三条・第四条）
第三章 本省に置かれる機関	本省に置かれる機関
第一節 審議会等（第五条～第七条の二）	審議会等（第五条～第七条の二）
第二節 施設等機関（第八条～第十三条）	施設等機関（第八条～第十三条）
第三節 特別の機関（第十四条）	特別の機関（第十四条）
第四節 地方支分部局（第十五条～第二十五	地方支分部局（第十五条～第二十五
第四章 外局	
第一節 設置（第二十六条）	
第一款 任務及び所掌事務（第二十七条～	任務及び所掌事務（第二十七条～
第二款 施設等機関（第三十条）	施設等機関（第三十条）
第三款 地方支分部局（第三十一条～第三	地方支分部局（第三十一条～第三
附則 第一章 総則	附則 第一章 総則

（目的）	この法律は、法務省の設置並びに任務及び所掌事務を定めるところによつて、内閣の重要政策に於ける法務省の位置づけ並びに法務省の運営を明確化し、法務省の任務及び所掌事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることとする。
第一条	この法律は、法務省の設置並びに任務及び所掌事務を定めるため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることとする。
第二章 法務省の設置並びに任務及び所掌事務	法務省の長は、法務大臣とする。
（設置）	法務省は、基本法制の維持及び整備、法秩序の維持、国民の権利擁護、國の利害に關係ある争訟の統一的かつ適正な処理並びに出入國及び外国人の在留の公正な管理を図ることを任務とする。

（設置）	（設置）
第二条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項の規定に基づいて、法務省を設置する。	法務省は、前項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。
（任務）	内閣の事務を助けることを任務とする。
第二節 法務省の設置	法務省は、前項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。

（設置）	（設置）
第二条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項の規定に基づいて、法務省を設置する。	法務省は、前項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。
（任務）	内閣の事務を助けることを任務とする。
第二節 法務省の設置	内閣の事務を助けることを任務とする。

（設置）	（設置）
第三条 法務省は、基本法制の維持及び整備、法秩序の維持、國の利害に關係ある争訟の統一的かつ適正な処理並びに出入國及び外国人の在留の公正な管理を図ることを任務とする。	法務省は、前項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。
（任務）	内閣の事務を助けることを任務とする。
第二節 法務省の設置	内閣の事務を助けることを任務とする。

2 少年鑑別所	前項の刑務所、少年刑務所及び拘置所は、刑事収容施設及び被收容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）の規定による刑事施設として置かれるものとする。
第九条	刑務所、少年刑務所及び拘置所は、次に掲げる事務をつかさどる。
1 拘禁刑又は拘留の刑の執行のため拘置される者、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）の規定により勾留される者及び死刑の言渡しを受けて拘置される者を收容し、これらの方に対し必要な処遇を行うこと。	2 前号に規定する者のほか、法令の規定により刑事施設その他これに附置する施設に收容すべきこととされる者及び收容することがで定める。
2 法務大臣は、刑務所、少年刑務所又は拘置所の所掌事務を分掌させるため、所要の地に、刑務所、少年刑務所又は拘置所の支所を設けることとされる者を收容すること。	3 少年院は、次に掲げる事務をつかさどる。
3 法務大臣は、刑務所、少年刑務所及び拘置所並びにそれらの所掌事務を分掌させるため、所要の地に、刑務所、少年刑務所又は拘置所の支所を設けることとができる。	1 少年法（昭和二十三年法律第二百六十八号）

2 法務大臣は、少年鑑別所の所掌事務を分掌させたため、所要の地に、少年鑑別所の分所を設けることができる。	2 法務大臣は、少年鑑別所及びその分所の名称、位置及び内部組織は、法務省令で定める。
3 少年鑑別所及びその分所の名称、位置及び内部組織は、法務省令で定める。	3 第十二条及び第十三条 削除
2 檢察庁については、検察庁法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。	3 第二節 特別の機関
（検察庁）	（設置）
2 檢察庁に置かれる特別の機関で本省に置かれるものは、検察庁とする。	2 第十四条 別に法律で定めるところにより、法務省に置かれる特別の機関で本省に置かれるものは、検察庁とする。
3 檢察庁の長に、地方法務局の事務を指揮監督させることができる。	3 第十五条 本省に、次の地方支分部局を置く。

2 地方更生保護委員会	2 第十六条 矯正管轄区
2 法務局及び地方法務局	3 第十七条 矯正管轄区
3 保護観察所	（矯正管轄区）
（矯正管轄区）	（矯正管轄区）
2 矯正管轄区は、法務省の所掌事務のうち、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所の運営の管理に関する事務を分掌する。	2 矯正管轄区は、法務省の所掌事務のうち、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所の運営の管理に関する事務を分掌する。

2 地方更生保護委員会は、更生保護法第六十条各号に掲げる事務をつかさどる。	2 第二十四条 保護観察所は、更生保護法第二十九条各号及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律第十一条各号に掲げる事務をつかさどる。
3 保護観察所の内部組織は、法務省令で定める。	3 第二十五条 保護観察所の内部組織は、法務省令で定める。
2 保護観察所の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。	2 第二款 施設等機関
3 入国者收容所の名称、位置及び内部組織は、法務省令で定める。	（入国者收容所）
2 入国者收容所は、本邦からの退去を強制される者を收容し、及び送還する事務をつかさどる。	3 第三十条 出入国在留管理厅に、入国者收容所を置く。

一 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和五年六月一六日法律第五六二第一条）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条（入管法第十九条の五及び第十九条の十一の改正規定を除く。）並びに附則第三条、第二十六条及び第二十九条の規定（附則

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 次条並びに附則第三条 第五条及び第三十一条の規定 公布の日
(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めること。

第六条 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めることとする。

第三十一条中自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五条法律第八十六号）附則第十六条の改正規定並びに附則第三十二条から第三十四条まで及び第三十七条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定め